９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

［１］市町村の推進体制の整備等	

Ⅰ　市庁内体制

・平成１１年「富良野市中心市街地活性化推進本部」設置
・平成１５年「富良野市中心市街地事業推進本部」設置
・平成１８年「富良野市中心市街地推進本部」（副市長を筆頭に５部１２名で構成）
構成員　副市長・教育長・総務部・保健福祉部長・経済部長・商工観光室長
建設水道部長・教育部長・企画振興課長・財政課長
中心街整備推進課長・中心街整備推進課主幹・係員

富良野市中心市街地推進本部会議

平成２６年７月１８日

・第２期富良野市中心市街地活性化基本計画（案）について。　承認決定

１）中心市街地活性化を担当する統括組織

経済部に中心街整備推進を統括する商工観光室中心街整備推進課を配置し事務の統括を行う。

組　　織	配　　属
経済部 経済部商工観光室中心街整備推進課	部長１名 室長１名　課長１名　主幹１名　係員１名

２）庁内の政策決定

富良野市の市政運営にかかる重要な施策等について審議するため設置されている「富良野市庁議」を開催審議する。

審議次項	第２期富良野市中心市街地活性化基本計画の策定について
開 催 日	平成２６年７月２２日（月）
出 席 者	構成員 市長（政策会議主宰者） 副市長・教育長・総務部長・保健福祉部長・経済部長 経済部商工観光室長・建設水道部長・教育部長 企画振興課長・財政課長
結　　論	第２期富良野市中心市街地活性化基本計画（案）の決定

３）フォローアップ体制

中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に進めるためには、関係機関及び関係部局との密接な連携体制が必要で、基本計画における事業推進を一元的に管理できる庁内体制の構築が必要である。具体的には、基本計画の全体評価や市民のアンケート調査を含めた総合的なフォローアップを行うために経済部商工観光室中心街整備推進課に担当職員を配属し、事業開始以後の毎年度末において事業進捗状況、数値目標達成状況などを把握し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じ、計画期間最終年度以降には事後評価を行い、それらの結果を富良野市中心市街地活性化協議会に諮る。適切な進行管理を行う。

［２］中心市街地活性化協議会に関する事項	

■富良野市中心市街地活性化協議会

「富良野市中心市街地活性化協議会」については、経済界、中心市街地関係団体、有識者、地元自治体を構成員として平成１９年２月に立ち上げ、事務局はふらのまちづくり株式会社が担当する。なお、経済活力を総合的に推進するための調整を富良野商工会議所が担う。

（１）富良野市中心市街地活性化協議会構成員

区　　分	名　　称	備　　考
経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るにふさわしい者	富良野商工会議所	法第１５条１項関係
	ふらのまちづくり株式会社	法第１５条１項関係
	富良野市	法第１５条４項関係
経済界	富良野商店街連絡協議会	法第１５条４項関係
	新相生通商店街振興組合	法第１５条４項関係
	富良野五条通商店街振興組合	法第１５条４項関係
	ふらの農業協同組合　※	法第１５条４項関係
有識者	北海道中小企業家同友会旭川支部富良野地区会	法第１５条８項関係
	富良野金融協会	法第１５条８項関係

※平成２０年２月２０日構成員追加

事務局	ふらのまちづくり株式会社	

（２）協議会開催状況（※主要な開催会議のみ記載のため番号は連番となっていない）

①準備会　　平成１９年２月　７日

議題：協議会の設立趣旨、協議会の規約、協議会の構成について

②設立総会　平成１９年２月２１日

議題：協議会規約、事業計画、役員選出について

③協議会：第１回運営委員会　平成１９年５月２２日

議題：・協議会の設立趣旨について

・改正中心市街地活性化法について

・今後のスケジュールについて

【専門部会設置組織体制】

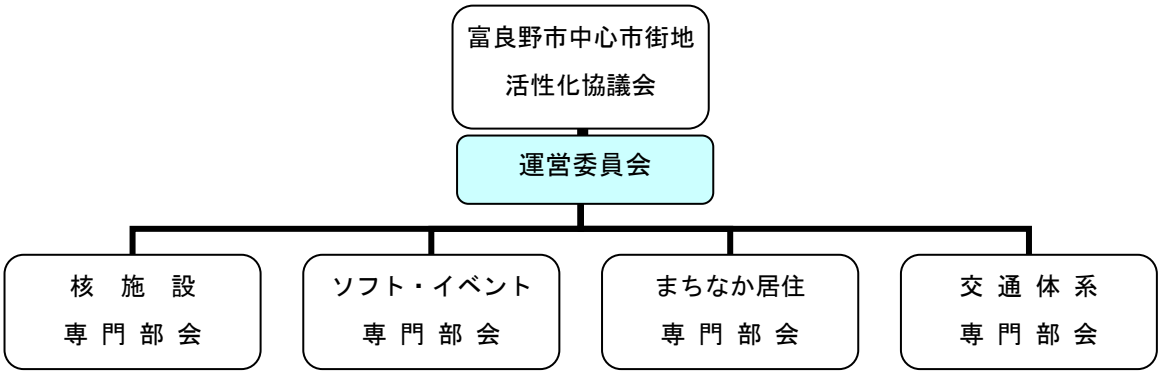

⑯協議会：第８回運営委員会　平成２０年６月１７日
議題：運営委員会プロジェクトチーム、キックオフ会議

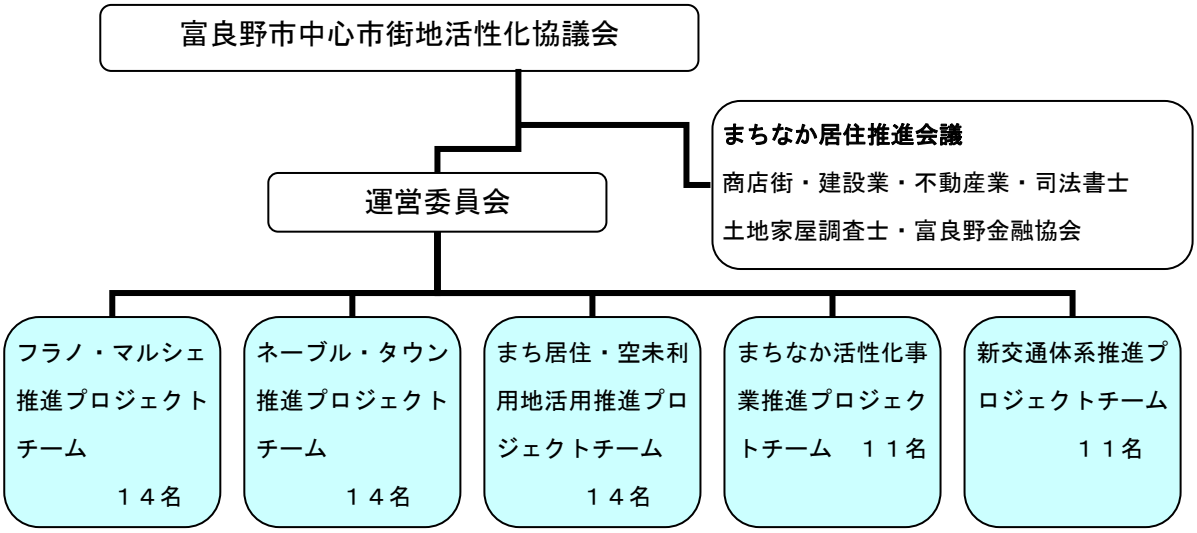

㉜協議会：第１０６回運営委員会　平成２５年６月６日
議題：　・基本計画における検証と評価について
・第２期計画について
㉝協議会：第１０７回運営委員会　平成２５年７月１７日
議題：　・基本計画における検証と評価について
・第２期計画について
㉟第１８回協議会　平成２５年　７月２４日
議題：　・フラノマルシェの現状とネーブルタウンの進捗状況について
・基本計画における検証と評価について
・まちゼミ事業実施について
㊱協議会：第１０８回運営委員会　平成２５年　８月２９日
議題：　・第２期計画について（内閣府協議結果について）
・基本計画における検証と評価について
・歩行者通行量調査について・市民アンケート等について

㊲協議会：第１０９回運営委員会　平成２５年１２月　３日

議題：　・第２期計画について

・基本計画における検証と評価について

㊳第１９回協議会　平成２５年１２月　６日

議題：　・基本計画における検証と評価について

・第２期計画について（内閣府協議結果について）

・計画変更（期間延長）について

㊴第２０回協議会　平成２５年１２月１０日

議題：　・計画変更（期間延長）案に関する意見取りまとめ

・第２期計画について

㊵協議会：第１１０回運営委員会　　平成２５年１２月１２日

議題：計画変更（期間延長）について

㊶協議会：第１１１回運営委員会　平成２５年１２月１９日

議題：計画変更（期間延長）について

㊷第２１回協議会　平成２６年　４月２２日

議題：　・第１期計画変更（期間延長）認可について

・第２期計画について

㊸第２２回協議会　平成２６年　７月１１日

議題：　・第２期富良野市中心市街地活性化基本計画（案）について

㊹協議会：第１１２回運営委員会　平成２６年　７月３１日

議題：２期計画について（現地調査対応について）

㊺協議会：内閣府２期計画現地調査ヒアリング　平成２６年８月６日

㊻協議会：第１１３回運営委員会　平成２６年１１月　６日

議題：２期計画について（東５条３丁目再開発事業について）

㊼協議会：第１１４回運営委員会　平成２６年１２月　４日

議題：・２期計画認定について

・２期計画事業計画について（東５条３丁目再開発事業）

㊽第２３回協議会　平成２６年１２月　４日

議題：「富良野市中心市街地活性化基本計画（平成２６年１１月認定）」について

㊾協議会：第１１５回運営委員会　平成２７年　２月１９日

議題：東４条街区地区市街地再開発事業について

㊿第２４回協議会　平成２７年　３月２６日

議題：基本計画における検証と評価について

51協議会：第１１６回運営委員会　平成２７年　５月２１日

議題：東４条街区地区市街地再開発事業について

52協議会：第１１７回運営委員会　平成２７年　６月１９日

議題：・東４条街区地区市街地再開発事業について

・活性化各種事業の事業計画（タイムスケジュール）について

53協議会：第１１８回運営委員会　平成２７年　８月２７日

議題：・サンライズパーク事業計画について

・東５条３丁目市街地再開発事業について

54協議会：第１１９回運営委員会　平成２７年　９月１０日

議題：・サンライズパーク事業計画について

・東５条３丁目市街地再開発事業について

55協議会：第１２０回運営委員会　平成２７年１０月２２日

議題：・基本計画の見直しについて

・東５条３丁目市街地再開発事業について

56協議会：第１２１回運営委員会　平成２７年１２月１７日

議題：基本計画の見直しについて

57協議会：第１２２回運営委員会　平成２８年　１月　７日

議題：基本計画の見直しについて

58協議会：第１２３回運営委員会　平成２８年　２月１０日

議題：基本計画の見直しについて

59協議会：第１２４回運営委員会　平成２８年　３月１７日

議題：基本計画の見直しについて

60第２５回協議会　平成２８年　４月　８日

議題：・基本計画における検証と評価について

・活性化基本計画変更について（活性化事業追加「空き店舗ビル対策」）

61協議会：第１２５回運営委員会　平成２８年　４月１４日

議題：基本計画変更（追加「仮称）フラノ・コンシェルジュ」整備事業）について

62協議会：第１２６回運営委員会　平成２８年　５月１９日

議題：「（仮称）フラノ・コンシェルジュ」整備事業について

63協議会：第１２７回運営委員会　平成２８年　６月１６日

議題：・サンライズパーク事業計画について

・「（仮称）フラノ・コンシェルジュ」整備事業について

64協議会：第１２８回運営委員会　平成２８年　７月１４日

議題：「（仮称）フラノ・コンシェルジュ」整備事業について

65協議会：第１２９回運営委員会　平成２８年　８月１８日

議題：・第１回活性化基本計画変更認定（7/29）について

・サンライズパーク事業計画について

・「（仮称）フラノ・コンシェルジュ」整備事業について

・基本計画の見直し（第２回変更）について

66第２６回協議会　平成２８年　８月２９日

議題：・第１回活性化基本計画変更認定（7/29）について

・第２回活性化基本計画変更（補正予算措置に伴う支援措置名追加）について

67協議会：第１３０回運営委員会　平成２８年　９月　１日

議題：・サンライズパーク事業計画について

・「（仮称）フラノ・コンシェルジュ」整備事業について

・基本計画の見直し（第２回変更）について

68協議会：第１３１回運営委員会　平成２８年　９月　８日

議題：・「（仮称）フラノ・コンシェルジュ」整備事業について
・基本計画の見直し（第２回変更）について
㊾協議会：第１３２回運営委員会　平成２８年　９月１５日
議題：・「（仮称）フラノ・コンシェルジュ」整備事業について
・基本計画の見直し（第２回変更）について
㊿協議会：第１３３回運営委員会　平成２８年１０月　６日
・「（仮称）フラノ・コンシェルジュ」整備事業について
・基本計画の見直し（第２回変更）について
(51)協議会：第１３４回運営委員会　平成２８年１０月２７日
議題：・「（仮称）フラノ・コンシェルジュ」整備事業について
・基本計画の見直し（第２回変更）について
(52)協議会：第１３５回運営委員会　平成２８年１１月１１日
議題：・サンライズパーク事業計画について
・「（仮称）フラノ・コンシェルジュ」整備事業について
・基本計画の見直し（第２回変更）について
(53)第２７回協議会　平成２８年１１月２５日
議題：・第２回活性化基本計画変更（補正予算措置に伴う支援措置名追加）について
・「（仮称）フラノ・コンシェルジュ」整備事業について
・中心市街地商業活性化診断サポート報告
(54)協議会：第１３６回運営委員会　平成２８年１２月　８日
議題：・「（仮称）フラノ・コンシェルジュ」整備事業について
(55)協議会：第１３７回運営委員会　平成２９年　１月１２日
議題：・「フラノ・コンシェルジュ」整備事業について
・サンライズパーク事業計画について
(56)協議会：第１３８回運営委員会　平成２９年　２月１６日
議題：・「フラノ・コンシェルジュ」整備事業Ｓ特認定について
(57)協議会：第１３９回運営委員会　平成２９年　２月２３日
・「フラノ・コンシェルジュ」整備事業Ｓ特認定について
(59)協議会：第１４０回運営委員会　平成２９年　３月１６日
議題：・「フラノ・コンシェルジュ」整備事業Ｓ特認定について
・サンライズパーク整備事業について
(60)協議会：第１４１回運営委員会　平成２９年　４月　６日
議題：・「フラノ・コンシェルジュ」整備事業について
・サンライズパーク整備事業について
・東５条３丁目市街地再開発事業について
(61)第２８回協議会　平成２９年　４月２７日
議題：・平成２８年度定期フォローアップについて
・「フラノ・コンシェルジュ」整備事業について
・平成２９年度中心市街地商業活性化診断サポートについて
(62)協議会：第１４２回運営委員会　平成２９年　５月１１日

・「フラノ・コンシェルジュ」整備事業について
・サンライズパーク整備事業について
㉝協議会：第１４３回運営委員会　平成２９年　６月　１日
議題：・「フラノ・コンシェルジュ」整備事業について
・サンライズパーク整備事業について
㉞協議会：第１４４回運営委員会　平成２９年　７月１３日
議題：・「フラノ・コンシェルジュ」整備事業について
・基本計画の見直し（第３回変更）について
㉟協議会：第１４５回運営委員会　平成２９年　８月１０日
議題：・「フラノ・コンシェルジュ」整備事業について
・基本計画の見直し（第３回変更）について
㊱第２９回協議会　平成２９年　９月２６日
議題：・第３回活性化基本計画変更（活性化事業追加）について
・「フラノ・コンシェルジュ」整備事業進捗について
㊲協議会：第１４６回運営委員会　平成２９年　９月２８日
議題：・「フラノ・コンシェルジュ」整備事業について
・東５条３丁目市街地再開発事業について
㊳協議会：第１４７回運営委員会　平成２９年１０月１９日
議題：・「フラノ・コンシェルジュ」整備事業について
・東５条３丁目市街地再開発事業について
㊴協議会：第１４８回運営委員会　平成２９年１１月１６日
議題：・「フラノ・コンシェルジュ」整備事業について
・サンライズパーク整備事業について
・東５条３丁目市街地再開発事業について
㊵協議会：第１４９回運営委員会　平成２９年１１月３０日
議題：・「フラノ・コンシェルジュ」整備事業について
・サンライズパーク整備事業について
・東５条３丁目市街地再開発事業について
㊶協議会：第１５０回運営委員会　平成２９年１２月１４日
議題：・「フラノ・コンシェルジュ」整備事業について
・サンライズパーク整備事業について
・基本計画の見直し（第４回変更）について
・中心市街地商業活性化診断サポート報告
・東５条３丁目市街地再開発事業について
㊷協議会：第１５１回運営委員会　平成３０年　１月１８日
議題：・基本計画の見直し（第４回変更）について　外
㊸第３０回協議会　平成３０年　２月　１日
議題：・第４回活性化基本計画変更（核事業実施主体変更）について
・「フラノ・コンシェルジュ」整備事業について
㊹協議会：第１５２回運営委員会　平成３０年　２月　８日

議題：・「フラノ・コンシェルジュ」整備事業について
・サンライズパーク整備事業について
・北海道創生ジャーナル会議取材

⑮協議会：第１５３回運営委員会　平成３０年　３月　１日
議題：・「フラノ・コンシェルジュ」整備事業について
・ＤＭＯ拠点整備事業について
・サンライズパーク整備事業について
・平成２９年度専門人材活用支援事業について

⑯協議会：第１５４回運営委員会　平成３０年　３月２９日
議題：・「フラノ・コンシェルジュ」整備事業について
・サンライズパーク整備事業について
・平成３０年度専門人材活用支援事業について

⑰協議会：第１５５回運営委員会　平成３０年　４月　５日
議題：・「フラノ・コンシェルジュ」整備事業について
・サンライズパーク整備事業について

⑱協議会：第１５６回運営委員会　平成３０年　４月２６日
議題：・「フラノ・コンシェルジュ」整備事業について
・ＤＭＯ拠点整備事業について
・中心市街地活性化基本計画会計検査について

⑲第３１回協議会　平成３０年　５月１０日
議題：・平成２９年度定期フォローアップについて
・「フラノ・コンシェルジュ」整備事業について
・平成３０年度中心市街地商業活性化診断サポートについて

⑳協議会：第１５７回運営委員会　平成３０年　５月１７日
議題：・「フラノ・コンシェルジュ」整備事業について

㉑協議会：第１５８回運営委員会　平成３０年　５月３１日
議題：・「コンシェルジュ　フラノ」内覧

㉒協議会：第１５９回運営委員会　平成３０年　６月　７日
議題：・東５条３丁目市街地再開発事業について
・サンライズパーク整備事業について

㉓協議会：第１６０回運営委員会　平成３０年　６月２１日
議題：・東５条３丁目市街地再開発事業について
・サンライズパーク整備事業について
・平成３０年度中心市街地商業活性化診断サポートについて

㉔協議会：第１６１回運営委員会　平成３０年　７月　５日
議題：・東５条３丁目市街地再開発事業について
・サンライズパーク整備事業について

㉕協議会：第１６２回運営委員会　平成３０年　８月　２日
議題：・サンライズパーク整備事業について
・中心市街の活性化に関する法律施行令第６条の対応について

⑥協議会：第１６３回運営委員会　平成３０年　８月３０日
議題：・基本計画の見直し（第５回変更）について
⑦協議会：第１６４回運営委員会　平成３０年　９月　６日
議題：・東５条３丁目市街地再開発事業について
・サンライズパーク整備事業について
⑧協議会：第１６５回運営委員会　平成３０年　９月２７日
議題：・サンライズパーク整備事業について
⑨第３２回協議会　平成３０年１０月１８日
議題：・基本計画の見直し（第５回変更）について
⑩協議会：第１６６回運営委員会　平成３０年１０月２５日
議題：・基本計画の見直し（第６回変更）について
⑪協議会：第１６７回運営委員会　平成３０年１１月　８日
議題：・東５条３丁目市街地再開発事業について
⑫第３３回協議会　平成３０年１１月２１日
議題：・基本計画の見直し（第６回変更）について
⑬協議会：第１６８回運営委員会　平成３０年１１月２２日
議題：・国土交通省中活事業アンケート調査ヒアリング
⑭協議会：第１６９回運営委員会　平成３０年１２月１３日
議題：・東５条３丁目市街地再開発事業について

（３）協議会の規約（中心市街地の活性化に関する法律との適合）

①法第１５条第３項　協議会の設立時の公表

協議会設立時に公表を行い、規約において（第８条）規定し会議の透明性確保に努めている。

②法第１５条第４項　関係者が参加出来ること

法第１５条第４項　参加申し出を拒めないこと

協議会への入会は「申し出」で、よいこととしている。（規約第６条第２項）

※富良野市中心市街地活性化事業協議会意見書

平成２６年　７月１４日

富良野市長　能　登　芳　昭　様

富良野市中心市街地活性化協議会
会　長　　荒　木　　毅

第２期富良野市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

富良野市中心市街地活性化協議会では、平成２６年７月７日付け富経中第１７号で貴市より依頼のありました「第２期富良野市中心市街地活性化基本計画（案）」について、平成２６年７月１１日に開催した当協議会において協議をしましたところ「第２期富良野市中心市街地活性化基本計画（案）」（以下「基本計画（案）」は、民間と行政の役割分担を基本理念・基本方針として、富良野市がめざす「協働・感動・生き活きふらの」、住んでいる人も、富良野を訪れる人も「感動」するまちづくりが構築されており、高く評価し、妥当な計画であるとの結論に至りました。

なお、基本計画（案）が実効性のあるものとするため、中心市街地の活性化に関する法律第１５条第９項の規定に基づき、下記のとおり意見書を提出します。

記

（１）市街地の整備改善のための事業への意見

中心市街地の賑わいの回復のためにも早期事業完了に向けられることを要望します。

（２）まちなか居住促進・都市福利施設への意見

コンパクトシティー「暮らしやすいまち」と三世代による健全なコミュニティー構築による中心市街地の活性化の実現のためにも、多様な住宅供給を促進する必要があると考えており、特に子育て支援住宅のあり方についての支援策、又、今後、少子高齢化のなか、子育て支援や高齢者の予防介護、生きがい創出を施策として、多様な民間の知恵と経験を融合させ取り組まれることを要望します。

（３）商業の活性化事業への意見

本計画以外にも、各商店街との連携により多様なソフト事業を展開し、中心市街地の賑わいを創出する支援策の検討を要望します。

以上

■ふらのまちづくり株式会社

○設立の目的

中心市街地を富良野市の特色や資源を活かし、まち全体の活性化を図る拠点として、民間が中心に活性化の諸事業を効果的に企画調整・事業実施するため「ふらのまちづくり株式会社」が設立された。

【平成１５年１０月２８日　設立】

○出資者　　１９名　　資本金　　１，０３５万円

商工会議所		１００万円
市		１００万円
ＪＡふらの		１００万円
商店街団体	（７団体）	１８５万円
民間企業団体	（９社）	５５０万円

○役員構成　　代表取締役　松浦　惺（富良野市　助役）

取締役　６名　　監査役　２名

○事業内容

１．都市開発に関する企画・調整、設計及びコンサルタント業務

２．商店街、商店の販売促進のための共同事業に関する企画、調査・設計、運営及び受託

３．土地・建物の有効利用に関する企画、調査・設計及びコンサルタント業務

４．不動産の売買、交換、賃貸、仲介並びに管理運営に関する業務

５．店舗等商業・観光施設の取得、建設及び管理運営に関する業務

６．駐車場、休憩所等商業基盤施設の企画・建設の受託及びその運営に関する業務

７．中心市街地における賃貸住宅の建設と管理運営並びに分譲住宅の建設と販売

８．公共施設等の管理運営受託に関する業務

９．商業振興のための経営、技術、販売、財務等に関する指導業務

１０．情報通信機器を利用した情報処理及び情報提供並びに指導に関する業務

１１．各種イベントの企画、運営並びに受託に関する業務

１２．食料品・酒類・清涼飲料水・煙草・日用雑貨・民芸品など小売販売、委託販売に関する業務
１３．飲食店の経営と受託・委託に関する業務
１４．シャトルバスの運行経営及び委託に関する業務
１５．宅配に関する業務
１６．労働者派遣事業法に基づく労働者派遣
１７．出版に関する業務
１８．放送事業に関する業務
１９．旅行斡旋業に関する業務
２０．前各号に付帯し、または付随する一切の業務

【平成１６年６月２８日　役員変更】
代表取締役　佐々木　淳（富良野商工会議所　専務理事）

【平成２０年８月　８日　資本金増資】
○出資者　５９名　資本金　８，３５０万円

商工会議所		１００万円
市		１００万円
商店街団体	（７団体）	１８５万円
民間企業団体及び市民	（３９社）	６，８４０万円
金融機関	（３行）	９００万円
市民	（８人）	２２５万円

【平成２０年９月１９日　役員変更】
○役員構成　代表取締役会長　荒木　毅（富良野商工会議所会頭）
代表取締役社長　西本伸顕（富良野商工会議所副会頭）
取締役　３名　監査役　２名

【平成２４年５月３１日　役員変更（監査役減※）】
○役員構成　代表取締役会長　荒木　毅（富良野商工会議所会頭）
代表取締役社長　西本伸顕（富良野商工会議所副会頭）
取締役　３名　監査役　１名（※）

【平成２７年６月１２日　役員変更（監査役増※）】
○役員構成　代表取締役会長　荒木　毅（富良野商工会議所会頭）
代表取締役社長　西本伸顕（富良野商工会議所副会頭）
取締役　３名　監査役　２名（※）

【平成３０年１０月２４日　定款変更（議決権の個数条項追加）】
第１２条に以下の条文を追加し、以後の条文を１条ずつ繰り下げる。

（議決権の個数）
第１２条　当会社の株主は、その所有する株式１０株（一単元）につき１個の議決権を有する。
２　前項の規定にかかわらず、当会社の株主である富良野市は、その所有する株式１０株（一単元）につき３個の議決権を有する。

※定款変更趣旨

法定協議会を組織する主体となる「まちづくり会社」は、中心市街地の活性化に関する法律施行令第６条第１項に基づき、市の議決権割合が３％以上であることとされているが、ふらのまちづくり会社は、平成 20 年８月８日に増資した結果、市の議決権割合（1.2%）が３％を下回る状況となっていた。

そこで、ふらのまちづくり株式会社は、富良野市の所有する株式１０株につき３個の議決権を有する旨を定款に定めることで、市の議決権割合を 3.5%とし、協議会は法定の要件を満たす。

■コミュニティマネジメント株式会社

○設立の目的

少子高齢化社会にあって、中心市街地のコミュニティ再生に向け、「ふらのまちづくり株式会社」は各種活性化事業の実施・運営にウエートを置き、「まちづくり」に関する企画・調整部門と、さらに設計・コンサルタント業務の実施を目的に「コミュニティマネジメント株式会社」が設立された。

○設立年月日　平成２６年　４月３０日　　資本金　１，０００万円

○出資者　　５名（発起人５名：民間事業者）

○役員構成　　代表取締役会長　奈良定雄（富良野５条商店街振興組合理事長）
代表取締役社長　湯浅　篤（富良野商工会議所商業委員長）
取締役　　３名　監査役　　１名

［３］基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

（１）様々な主体の巻き込み及び各種事業等の連携・調整等

富良野商工会議所を中心に、市民、各種事業者、商店街との連携・調整を図り中心街活性化事業に取り組んでいる。

意見交換会

○富良野５条通商店街振興組合
平成２６年２月１４日（会場：富良野商工会議所）
議題：第２期富良野市中心市街地活性化基本計画策定に向けて
民間再開発事業展開について

○相生通商店街・本通り商店街・すずらん商店街・リバーモール商店街
平成２６年４月１５日（会場：ふらっと）
議題：第２期富良野市中心市街地活性化基本計画策定に向けて

○富良野商店街連絡協議会

平成２６年４月２８日（会場：富良野商工会議所）

議題：第２期富良野市中心市街地活性化基本計画策定に向けて

○富良野５条商店街振興組合

平成２６年６月　６日（会場：富良野商工会議所）

議題：第２期富良野市中心市街地活性化基本計画（案）について

●富良野商工会議所　各種ソフト事業取り組み状況

平成 20 年度

・地域資源∞全国展開プロジェクト（小規模事業者新事業全国展開支援事業）
　※地域資源商品開発
・市内共通商品券販売（通常販売約 4,100 万円）

平成 21 年度

・地域資源∞全国展開プロジェクト（小規模事業者新事業全国展開支援事業）
　※地域資源商品開発
・戦略的中心市街地商業等活性化支援事業
　※「ギャラリーロード事業」「まちの話題情報お届け事業」
・富良野市商業振興実態調査事業（緊急雇用創出事業）
　※まちなか情報発信事業
・市内共通商品券販売（通常販売約 4,000 万円　プレミア商品券販売約 24,000 万円）

平成 22 年度

・地域資源∞全国展開プロジェクト（小規模事業者新事業全国展開支援事業）
　※フラディッシュブランド商品開発（地域資源によるスイーツ開発）
・緊急雇用創出事業
　※中心市街地来街者意識アンケート調査・消費動向および商業事業主経営環境実態調査
・「ギャラリーロード事業」「まちの話題情報お届け事業」
・市内共通商品券販売（通常販売約 8,000 万円　プレミア商品券販売約 11,000 万円）

平成 23 年度

・中心市街地商業活性化診断
　※商業活性化事業に対するフォローアップ支援事業・一店逸品運動事業化
・戦略的中心市街地商業等活性化支援事業（商店街ポイント事業高度化）
　ポイントカード発行枚数　平成 23 年度　3,144 枚
　平成 24 年度　13,089 枚
　平成 25 年度　13,007 枚
　購買金額（加盟店総売上額　平成 26 年 4 月 30 日現在）　136,230 万円
・地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト（小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業）
　※ 商店街一店逸品運動調査事業
・「ギャラリーロード事業」「まちの話題情報お届け事業」
・市内共通商品券販売（通常販売約 4,000 万円　プレミア商品券販売約 12,000 万円）

平成 24 年度

・中心市街地商業活性化診断・サポート事業（まちゼミ支援事業）
・市内共通商品券販売（通常販売約 3,000 万円　プレミア商品券販売約 13,000 万円）
・商店街ポイント事業

平成 25 年度

○小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業

・「フラノ・マルシェ２商品開発プロジェクト調査事業」

有効活用できる素材の発掘、及び消費者ニーズの把握、販売採算性調査結果から新規開業者支援と雇用の創出。

平成 26 年度

○地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト

・地元で生産されている農畜産物を使用した新メニュー開発

○地域商店街活性化事業

・「まちゼミ」の拡大
・各商店街補助支援

五条商店街「花いっぱい」地域連携おもてなし事業

○地域内資金循環等新事業開発検討事業

・民間再開発事業の事業実施に向けての検討会（研修・勉強会・先進地事例研修）

●中心市街地活性化事業各種セミナー、研修会開催状況

平成 20 年度

中心市街地商業活性化セミナー　平成 21 年 1 月 31 日

「地域活性化の成功事例・失敗事例から見た協議会の役割」

中小企業診断士士　　川村 明正 氏

「地域活性化（まちなか元気）の理論・実践」

東京大学アジア生物資源環境研究センター 教授 堀 繁 氏
東京大学アジア生物資源環境研究センター
産学官連携研究員　　堀 温 子 氏

中心市街地商業活性化セミナー　平成 21 年 2 月 14 日

「事業の事業性、採算性の評価のポイントについて」

中小企業診断士　　川村 明正 氏

「儲かる店づくりの理論とポイント・実践」

東京大学アジア生物資源環境研究センター 教授 堀 繁 氏
東京大学アジア生物資源環境研究センター
産学官連携研究員　　堀 温 子 氏

平成 21 年度

中心市街地商業活性化セミナー　平成 22 年 2 月 3 日

「まちなか観光と都市デザイン」

京都造形芸術大学環境デザイン学科 教授　　前田 博 氏

平成 22 年度

中心市街地商業活性化セミナー　平成 22 年 6 月 3 日

「まちづくりに躍動する商店街の若者達」

㈲協働研究所 取締役　　東 朋 治 氏

平成 23 年度

中心市街地商業活性化セミナー（一店逸品運動セミナー）

平成 23 年 6 月 20 日

「一店逸品運動の進め方について～成功に導く条件を学ぶ～」

商店街振興組合静岡呉服町名店街　　池田 浩之 氏

平成 24 年度

中心市街地商業活性化診断・サポート事業（セミナー型）「まちゼミセミナー」

平成 24 年 10 月 9 日

「まちゼミによる誘客の仕掛けづくり」

岡崎まちゼミの会 代表　　松井洋一郎 氏

平成 25 年度

中心市街地商業活性化診断・サポート事業（セミナー型）「まちゼミセミナー」

「どうやるまちゼミ～実践編～」

１回目　平成 25 年 5 月 22 日「お客様“お店”“まち”の三方よし」

２回目　平成 25 年 7 月 30 日 「得する街のゼミナール」

まちゼミパッケージ研修

３回目　平成 25 年 9 月 18 日　「実践コース①」

４回目　平成 25 年 11 月 28 日　「実践コース②」

（２）パブリックコメントの実施

１．案の公表期間及び意見募集期間

平成２６年８月１２日（火）～平成２６年９月１日（月）

２．案の公表場所

富良野市本庁舎１Ｆ 行政情報コーナー・山部支所・東山支所

富良野市本庁舎２Ｆ 建設水道部中心街整備推進課・富良野市公式ホームページ

素案概要版の全戸配布

３．付帯資料

第２期 富良野市中心市街地活性化基本計画（案）

４．結果

意見なし

10．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

［１］都市機能の集積促進の考え方	

Ⅰ　中心市街地への都市機能集積のための方針

富良野市都市計画マスタープラン【平成１０年策定、目標年次平成２９年】

①都市づくりの基本理念

都市計画マスタープランの全体構想では、都市づくりの基本理念として、普段の市民生活における、ゆとり、やすらぎ、豊かさ等の快適な住環境の創出をめざしたもので、市街地全体を周辺の恵まれた自然環境と調和したひとつの公園としてイメージし、まちづくりキャッチフレーズを「まちごと公園にむけて」とし、これを基に『富良野市は豊かな大自然に囲まれた盆地にあり、恵まれた環境に育くまれています。私達みんなで、この郷土を大切にし、活気あふれ人にやさしく安心して住み続けられるまちづくりをめざし、これを子供達に引き継いでいきます。』とまちづくりの理念を示している。

【まちづくりの将来像】

１．自然と調和したまちづくり
２．人と人の共生したまちづくり
３．活気あるまちづくり
４．文化的なまちづくり
５．みんなで力を合わせるまちづくり

②都市レベルの基本方針

５つのまちづくりの将来像をふまえ、さらに都市レベルの基本方針を掲げ、富良野市の都市計画の将来都市像の方向性を打ち出している。

【都市レベルの基本方針】

１．土地利用の基本方針
２．市街地の開発及び再整備の基本方針
３．交通体系の整備に関する基本方針
４．自然環境の保全及び公園緑地に整備に関する基本方針
５．都市防災に関する基本方針
６．その他の都市施設の整備に関する基本方針
７．都市景観形成に関する基本方針

Ⅱ　郊外での開発を抑制し中心市街地への都市機能集積を図るための措置

１）富良野市の将来都市構造について（集約型都市構造への再編）

富良野市の市街地は低密度拡散型の都市構造になっており、今後、人口減少、少子高齢化社会を迎えるなかで、都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ、多様な都市機能が中心市街地に集積した、高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすい、歩いて

暮らせる、にぎわいあふれる「持続可能な都市構造」への転換が求められている。

この、集約型都市構造の実現を目指し、その集約拠点として中心市街地を再生し、また周辺地域での生活圏を形成するため、さらに自然環境、歴史、文化等を活かした都市づくりによる「富良野らしさ」を創出するため、中心市街地への多用な都市機能の集積について取り組まなければならない。

２）中心市街地への都市機能の集積と大規模集客施設の適正配置

前項（Ⅱ－１））の考えに基づき、中心市街地への都市機能の集積が可能な土地利用の実現に向け、商業地の活性化と再編を目的とした富良野駅前地区土地区画整理事業にあわせ、用途地域を変更した。

ＪＲ富良野駅前の準工業地域を商業地域に変更するとともに、隣接する幹線道路沿道の準工業地域を近隣商業地域に変更することにより、中心市街地内に拠点となる商業・業務地を確保した。

その上で、広域的な都市構造やインフラに大きな影響を与える大規模集客施設の立地については、再編した商業地域及び近隣商業地域に集約し、中心市街地のＪＲ北海道の施設用地等を含む残りの準工業地域については、引き続き工業用地としの合理的な土地利用と特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を指定、建築基準法に基づく条例により準工業地域における大規模集客施設の立地を規制した。

特別用途地区の種別	面　積	建築してはならない建築物
大規模集客施設制限地区	約 29ha	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が１万平方メートルを超えるもの

３）市街地郊外部への都市機能の無秩序な拡散の抑制

富良野市では、いわゆるリゾート開発が進んだ際、乱開発が懸念されたことから、都市計画区域を平成５年に拡大（963 ヘクタールから 2,227 ヘクタールへ）し、市街地郊外の土地利用をコントロールしてきた。その上で、（Ⅱ－１））の考えに基づき、郊外部（用途白地地域）へ都市機能が無秩序に拡散することを抑制するため、都市計画区域のうち、用途地域、空知川・富良野川等の河川並びに保安林の区域を除く約 1,330 ヘクタールについて、今後の土地利用の動向等を勘案し、次の４つを目的とした特定用途制限地域を指定、自然環境及び既存住宅地の環境を阻害するおそれのある建築物等の立地を、建築基準法に基づく条例により規制した。

□特定用途制限地域の主な目的

①優良な農地・森林の適切な保全

②用途地域外の既存住宅等の住環境の保全

③地域高規格道路、主要幹線道路沿道における適切な開発の誘導と抑制

④コンパクトなまちづくりに向けた積極的な市街化の抑制

種　　類	面積	規制すべき特定の建築物等の用途の概要
特定用途制限地域 （リゾート産業地区）	約 204ha	・　カラオケボックス等（ホテル・旅館に附属する施設は除く） ・　麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 ・　キャバレー、ダンスホール等 ・　倉庫業倉庫、畜舎（15 ㎡を超えるもの） ・　危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場 ・　火薬、石油、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が多い施設
特定用途制限地域 （田園居住地区）	約 1,050ha	・　共同住宅で 1,500 ㎡を超えるもの ・　店舗等の面積が 1,500 ㎡を超えるもの ・　ホテル・旅館で 3,000 ㎡を超えるもの ・　カラオケボックス等（ホテル・旅館に附属する施設は除く） ・　麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 ・　キャバレー、ダンスホール等 ・　危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場 ・　火薬、石油、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が多い施設
特定用途制限地域 （主要幹線道路沿道地区）	約 76ha	・　共同住宅で 1,500 ㎡を超えるもの ・　店舗等の面積が 3,000 ㎡を超えるもの ・　ホテル・旅館で 3,000 ㎡を超えるもの ・　カラオケボックス等（ホテル・旅館に附属する施設は除く） ・　麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 ・　キャバレー、ダンスホール等 ・　危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場 ・　火薬、石油、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が多い施設
合　　計	約 1,330ha	

［2］都市計画手法の活用

都市計画決定の経緯

富良野市は、平成１８年１０月より用途白地地域における特定用途制限地域の指定、用途地域の見直しにあわせ、準工業地域内における大規模集客施設の立地を規制するための特別用途地区の指定を進めており、富良野市議会平成１９年第４回定例会において「富良野市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」(富良野市条例第３６号) 及び「富良野市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例」（富良野市条例第３７号）が議決され、平成２０年３月２４日の都市計画決定告示を経て、平成２０年５月１日にこれらの条例を施行している。

【特別用途地区全体図】

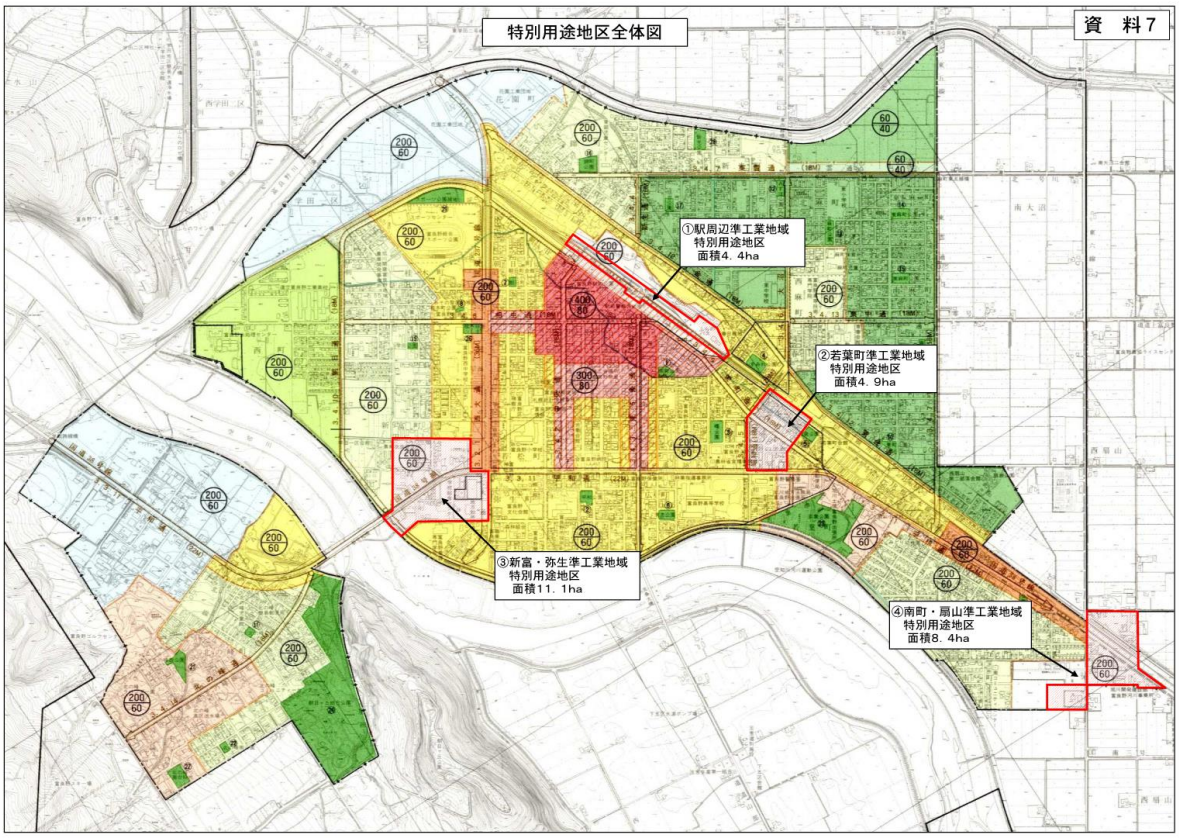

【特定用途制限地域図】

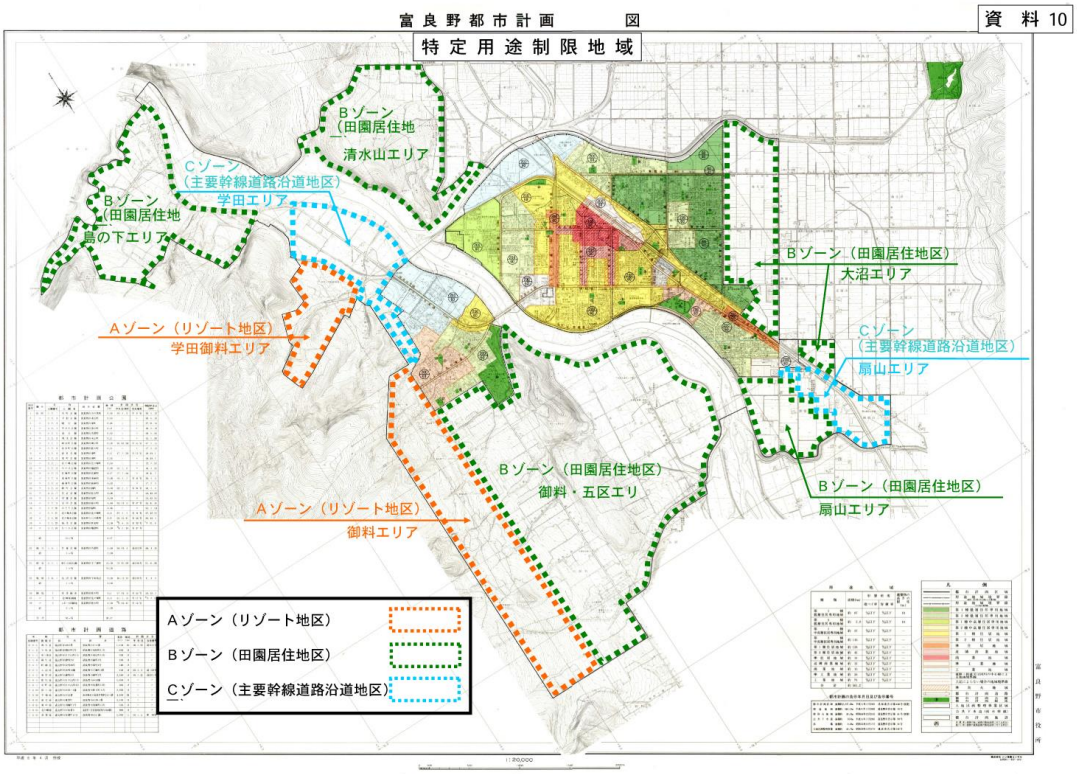

［３］都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

Ⅰ　中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現状

中心市街地活性化区域における、過去に撤退などによる大規模建築物については、「くにい」富良野店の空き店舗、９２５．６１㎡が平成１９年１０月まで存在していたが、権利者移転により平成１９年１２月に解体工事が終了し、現在は更地となって周辺飲食店の駐車場として活用されている。

他に既存ストックは存在しない。

Ⅱ　富良野市における庁舎などの行政機関・病院・学校の都市福利施設の立地状況

富良野市における主な施設の立地状況は以下のとおりである。

【市もしくは関連団体が設置している主な公共公益施設の概要】

施　設　名	所　在　地	施　設　規　模	所在エリア
富良野市立図書館	若松町５－１０	2,733.06 ㎡	中心市街地
富良野文化会館	弥生町１－２	3,953.94 ㎡	中心市街地
富良野市役所	弥生町１－１	5,432.45 ㎡	中心市街地
富良野保健センター	弥生町１－３	1,960.75 ㎡	中心市街地
富良野市中心街活性化センター	朝日町２－１	3,044.60 ㎡	中心市街地

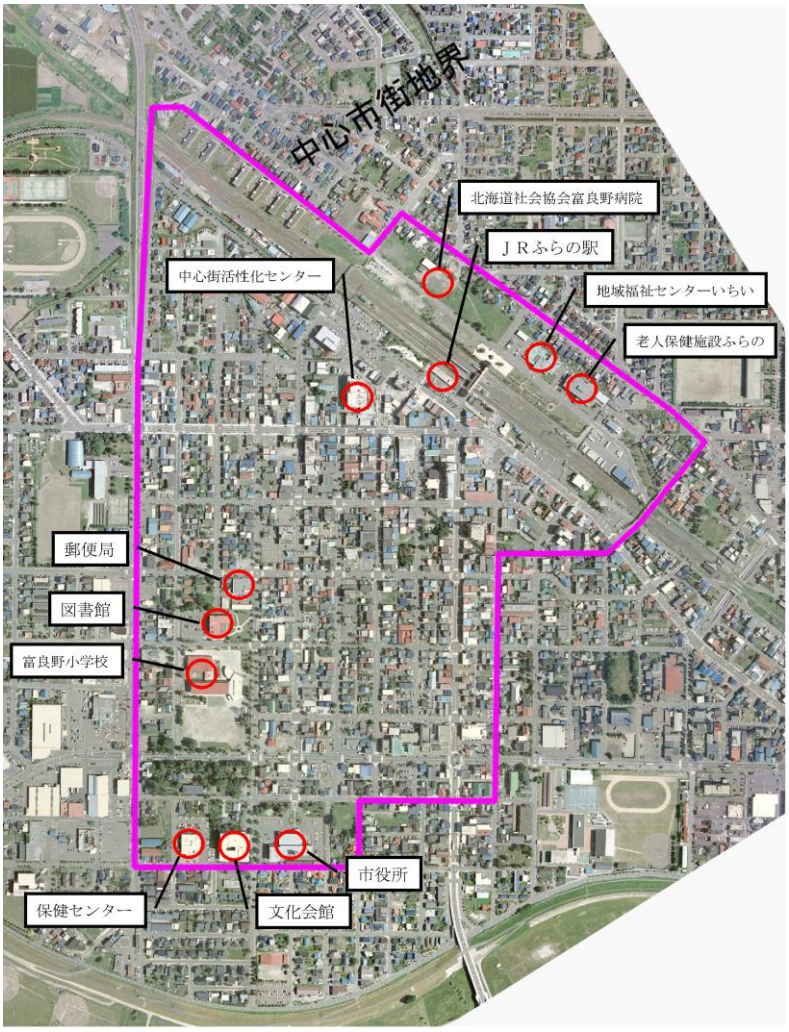

【教育・文化施設】

施設名	施設数	施設内訳
幼稚園	2	私立２
小学校	1	市立１
図書館	1	市立１
文化会館	1	
コミュニテイーセンター	1	

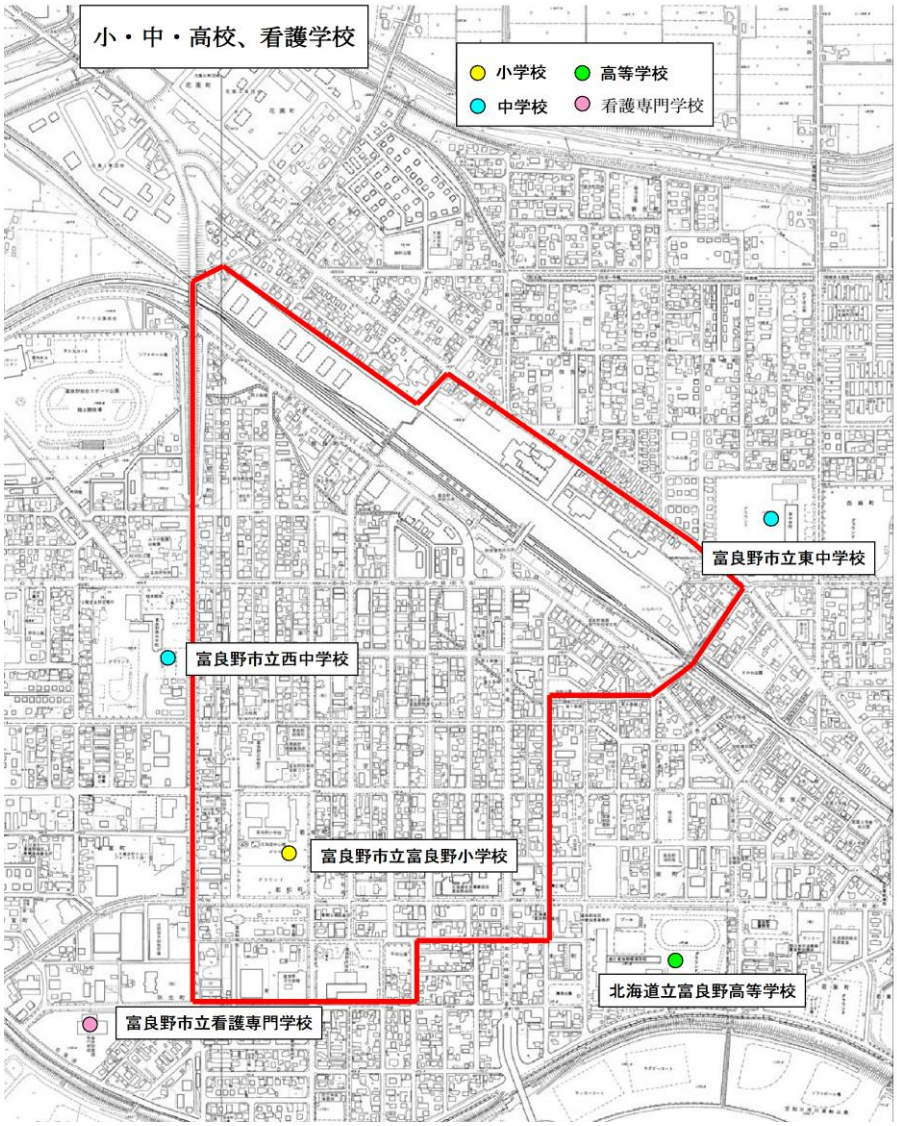

【医療・福祉施設】

施設名	施設数	備　　考
病院	9	
福祉センター	1	
保健センター	1	

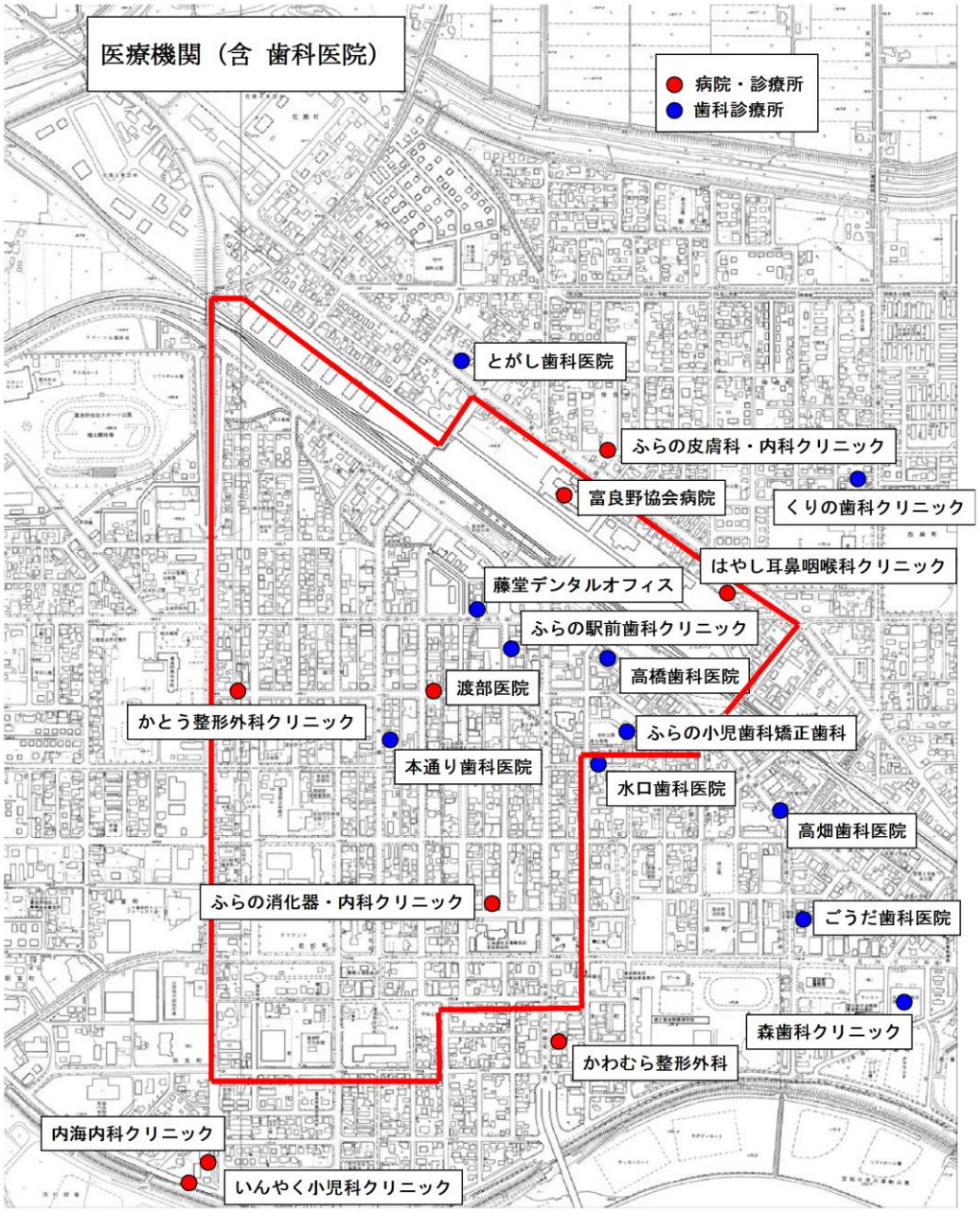

［４］都市機能集積のための事業等

■都市機能の集積に資すると考えられる主な事業としては以下の通り。

■これらの事業は、中心市街地へ行きたくなるような都市機能の集積・アクセス性の向上等の事業、都市居住を推進するための事業、中心市街地へ来街した人たちが歩いてみたくなる環境を創出するための事業を総合的に推進することにより、中心市街地の活性化を図っていく。

○市街地の整備改善に関する事業

・東４条街区地区市街地再開発事業
・富良野市東５条３丁目街区地区市街地再開発事業
・サンライズ・パーク（仮称）整備事業
・道路舗装改良工事（市道南４丁目２外２路線）
・地域づくり推進事業

○都市福利施設整備に関する事業

・東４条街区地区市街地再開発事業（再掲）
・サービス付き高齢者向け住宅建設事業

○街なか居住の推進に関する事業

・東４条街区地区市街地再開発事業（再掲）
・富良野市東５条３丁目地区市街地再開発事業（再掲）
・サービス付き高齢者向け住宅建設事業（再掲）
・まちなか共同住宅建設事業
・富良野市融雪施設設置補助事業
・富良野市除雪ヘルパー派遣事業
・まちなか居住推進会議事業

○経済活力の向上に関する事業

・「フラノ・マルシェ２」整備事業
・中心市街地活性化イベント事業「北海へそ祭り」「ふらのワインぶどう祭り」
・「どんとまとめて！」まちなか活性化事業
・「無頭川モール」（ｲﾍﾞﾝﾄ空間）賑わい推進事業
・イブニングシャトトルバス事業
・富良野イベントコーディネート事業
・まち歩き周遊ガイドマップ事業
・ふらのブランド商品開発展開事業
・ふらの花火大会
・小売商業振興対策事業
・地域振興消費拡大推進事業
・富良野市中小企業資金融資制度
・富良野市中小企業振興総合補助金
・「グリーン・フラッグ」推進事業
・まちなかパーク＆ライド事業
・商店街魅力アップ事業「まちゼミ」
・富良野オムカレー事業
・（仮称）まち歩きナビゲージョン事業

○上記に掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業

・コミュニテー・バス「おでかけバス（仮称）」推進事業
・地域公共、広域生活交通路線維持費補助金・生活交通路線維持対策事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

［１］基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

個別事業等に関連した実践的・試行的な活動の内容等

■公共交通のコミュニティー・バス「おでかけバス」推進事業

現在市内を走行する路線バスは郊外市街地や農村地域と中心市街地にあるＪＲ富良野駅、富良野協会病院等を結ぶ運行経路になっており、運行時間帯についても駅や病院利用者に都合のよいものになっているため、中心市街地周辺部の居住者が中心市街地で用を足すためのものとはなっていない。このことが市民アンケートの結果になっていると考えられ、今後、さらに進展する居住者の高齢化に対し、冬期間の快適な移動手段を確立することにより、中心市街地周辺部から中心市街地へのアクセスを向上させ、中心市街地の賑わいの創出･商業の振興を図る。

これは、商業者側にとっては単にコミュニティバスと考えるのではなく、中心市街地各商店会のシャトルバスに活用し、利用者に対し利便性を高めるために、バス利用料金支払いをＩＣカード化し、販売促進に結びつけたポイント併用のカード導入する。バスには宣伝コマーシャルの活用を図ることによってさらに商業の振興を図り、各商店会を屋根のないデパートとして消費者をお招きする、そして消費者にとっては利用しやすくするための付加価値を付けて商業振興の拡大を図る。

又、マイカー交通量減少は渋滞緩和、交通事故防止による市民生活の安全・安心と CO２削減は環境保全にもつながるものである。

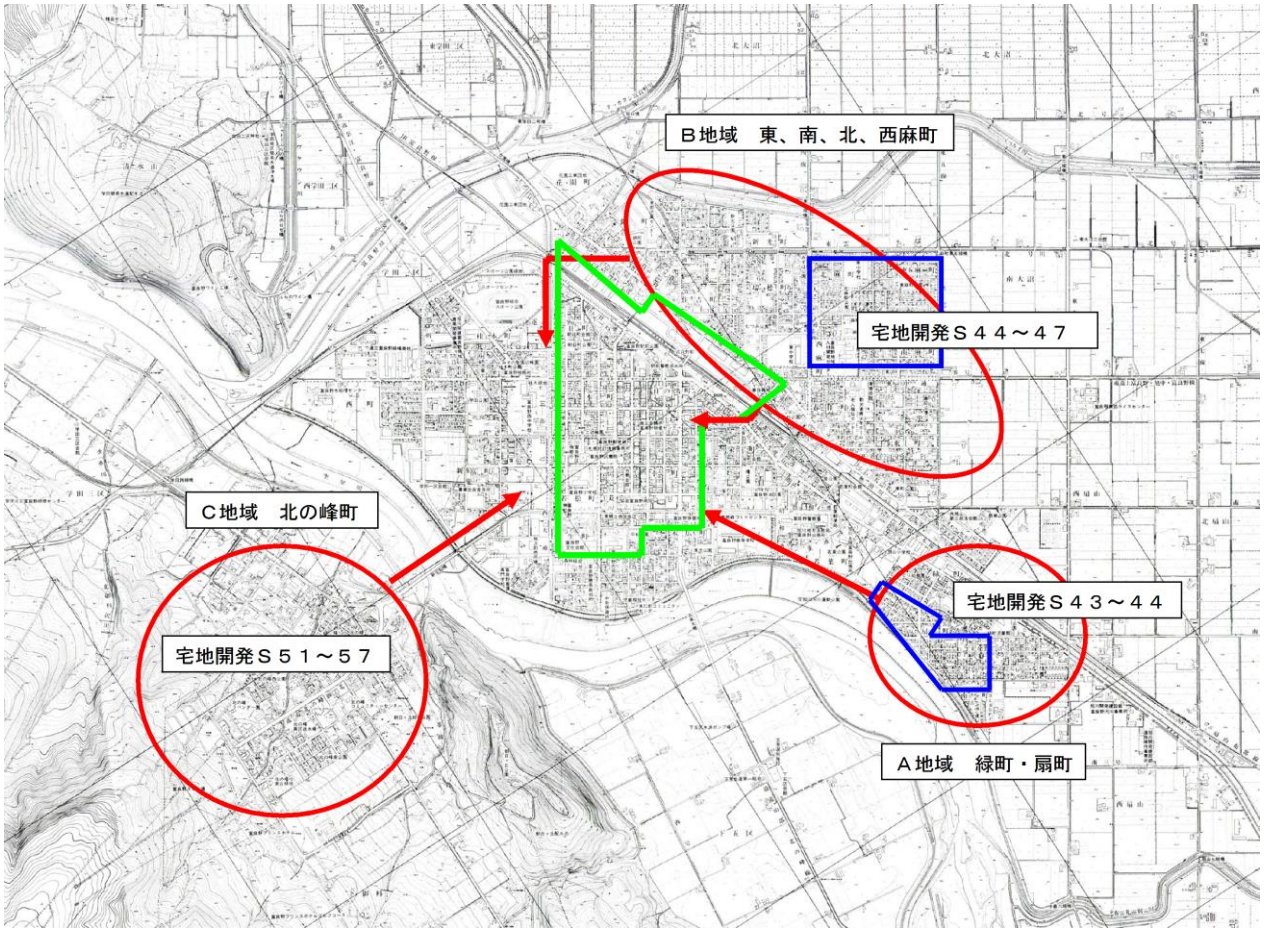

［２］都市計画との調和等

＜Ｐ１４３参照＞

［３］その他の事項

北海道との連携

本計画を策定するにあたり、北海道より助言・指導をいただいている。今後も絶えず情報交換を行いながら、活性化事業を効果的に実施していく。

また、中心市街地における各種事業等の計画及び実施にあたっては、良好な環境の保全、交通の安全と円滑の確保等に影響がないように配慮していく。

12. 認定基準に適合していることの説明

基　準	項　　目	説　明
第１号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針参照
	認定の手続	９．［２］中心市街地活性化協議会に関する事項参照　Ｐ１３４
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	２．中心市街地の位置及び区域参照　Ｐ７５
	４から８までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	４から８までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進ついては基本方針に即している。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	１０．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項参照　Ｐ１４３
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	１１．その他中心市街地の活性化のために必要な事項参照　Ｐ１５１
第２号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な４から８までの事業等が記載されていること	４から８の全ての事業が記載されている。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	３．中心市街地の活性化の目標参照　Ｐ８６
第３号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	おおむねの事業において、事業主体は特定されており基本計画に記載済みである。
	事業の実施スケジュールが明確であること	全ての事業において平成３１年度までの計画期間内において完了もしくは、着手できる見込みである。